

別表5（認定品目：再生材利用タイル）

認 定 基 準	
項 目	基 準
対象資材	再生資源を含有した陶磁器質タイルを対象とする。
品質性能	JIS A 5209の基準に適合すること。（ただし、陶磁器質タイル型枠先付け工法を用いるタイルのきじの質は、磁器質またはせつ器質とする。この場合のせつ器質タイルは、JIS A 5209の基準にかかわらず吸水率3%未満のものとする。）
品質管理	<ol style="list-style-type: none"> 1．品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 2．環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
再生資源の含有率	<p>別表5 - 1 に示す再生資源を使用し、その再生資源の合計重量が製品の重量比で20%以上含有しており、これら以外の再生資源を含有していないこと。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</p>
環境安全性	<ol style="list-style-type: none"> 1．原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。 2．原則として製品または原料（再生資源）が溶出量基準 群の基準に適合していること。 3．下水汚泥溶融スラグまたは一般廃棄物溶融スラグを再生資源として使用する場合は、併せて、製品または原料（再生資源）が含有量基準群（シアンに係る基準を除く）の基準に適合していること。 4．コンクリート塊のみの再生資源として用いる場合は、基準は適用しない。 <p>ただし、これら以外の物質の溶出、含有が懸念される場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p>
環境負荷	<ol style="list-style-type: none"> 1．再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、環境負荷低減効果があること。 2．再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したとき、製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表5 - 2 に定める項目について、環境負荷が増大しないこと。

別表 5 - 1 再生資源となるもの

再生資源の分類
<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器くず（陶器がわら含む、レンガを除く） ・石炭灰（フライアッシュ） ・コンクリート塊 ・廃ガラス ・一般廃棄物溶融スラグ ・下水污泥溶融スラグ

別表 5 - 2 環境負荷増大が懸念される項目

<p>環境負荷の増大が懸念される項目</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1．製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。 2．新材による製品製造に比べ、原料や製品の運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。 3．施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。 4．廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。 5．再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。 6．再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。
-------------------------------	--